

令和6年度第9回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和6年12月18日（水）

13時45分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和6年12月18日(木) 13時45分
女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定(案)

定第38号議案 鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

定第39号議案 鹿児島市図書館条例施行規則一部改正の件

報告事項(1) 桜島学校の開校時期について

報告事項(2) 市議会関係の審議等について

報告事項(3) 教育委員会関係の主な行事について

非公開予定(案)

定第40号議案 令和6年度鹿児島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の教育委員会表彰の件

6 その他

7 閉 会

鹿児島市立美術館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月18日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により使用許可の申請をした者は、使用許可申請書を提出したものとみなす。

第9条第3項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、教育委員会は使用許可書の交付に代えて予約システムにより使用の許可を通知することができる。

第9条に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の規定により予約システムにより使用の許可を通知された者は、施設の使用に際し、携帯電話等で予約システムの当該通知の画面を提示しなければならない。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の添付を省略することができる。

第16条第1項中「使用料は、」の次に「第9条第1項ただし書に規定する予約システムにより使用許可の申請をした場合は使用前までに、その他の場合は」を加える。

付 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(改正理由)

公共施設予約システムの導入に伴い、関係条文の整備を行うものである。

鹿児島市立美術館条例施行規則(昭和60年教育委員会規則第2号)新旧対照表

は改正部分

現 行	改 正 後	備 考
<p>(施設等の使用)</p> <p>第9条 条例第6条の規定により施設等の使用許可を受けようとする者は、鹿児島市立美術館施設等使用許可申請書(様式第1。以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、施設等の使用許可をしたときは、鹿児島市立美術館施設等使用許可書(様式第2。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。</p> <p>(使用許可の変更)</p> <p>第10条 条例第6条前段に規定する使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、同条後段により許可を受けた事項を変更しようとするときは、鹿児島市立美術館施設等使用許可変更申請書(様式第3)に使用許可書を添えて直ちに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(施設等の使用)</p> <p>第9条 条例第6条の規定により施設等の使用許可を受けようとする者は、鹿児島市立美術館施設等使用許可申請書(様式第1。以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)により使用許可の申請をした者は、使用許可申請書を提出したものとみなす。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、施設等の使用許可をしたときは、鹿児島市立美術館施設等使用許可書(様式第2。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。<u>ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、教育委員会は使用許可書の交付に代えて予約システムにより使用の許可を通知することができる。</u></p> <p><u>4 前項ただし書の規定により予約システムにより使用の許可を通知された者は、施設の使用に際し、携帯電話等で予約システムの当該通知の画面を提示しなければならない。</u></p> <p>(使用許可の変更)</p> <p>第10条 条例第6条前段に規定する使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、同条後段により許可を受けた事項を変更しようとするときは、鹿児島市立美術館施設等使用許可変更申請書(様式第3)に使用許可書を添えて直ちに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。<u>ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>ただし書きの追加(使用許可申請書の提出の省略)</p> <p>ただし書きの追加(使用許可書の交付の省略)</p> <p>予約画面の提示記載の追加</p> <p>ただし書きの追加(使用許可書の添付の省略)</p>

現 行	改 正 後	
<p>(使用料及び手数料の納付)</p> <p>第16条 使用料は、使用許可の際納付するものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が定める期日までに納付することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料及び手数料の納付)</p> <p>第16条 使用料は、<u>第9条第1項ただし書に規定する予約システムにより使用許可の申請をした場合は使用前までに、その他の場合は使用許可の際納付するものとする。</u>ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が定める期日までに納付することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>使用料の納付時期の追加</p>

鹿児島市図書館条例施行規則一部改正の件

鹿児島市図書館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 18 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1) 略す

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(3)～(20) 略す

鹿児島市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により使用許可の申請をした者は、使用許可申請書を提出したものとみなす。

第21条に次のただし書を加える。

ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、教育委員会は使用許可書の交付に代えて予約システムにより使用の許可を通知することができる。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定により予約システムにより使用の許可を通知された者は、施設の使用に際し、携帯電話等で予約システムの当該通知の画面を提示しなければならない。

第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の添付を省略することができる。

第23条に次のただし書を加える。

ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の添付を省略することができる。

付 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(改正理由)

公共施設予約システムの導入に伴い、関係条文の整備を行うものである。

鹿児島市図書館条例施行規則（平成2年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第18条 略す （使用許可の申請等）</p> <p>第19条 条例第4条の7第1項の規定により施設等の使用許可を受けようとする者は、鹿児島市立天文館図書館施設等使用許可申請書（様式第9。以下「使用許可申請書」という。）を、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第19条第2項～第20条 略す （使用許可書の交付）</p> <p>第21条 教育委員会は、提出された使用許可申請書を審査し、相当と認めるときは、申請の順位に従って使用を許可し、鹿児島市立天文館図書館施設等使用許可書（様式第10。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。</p>	<p>第1条～第18条 略す （使用許可の申請等）</p> <p>第19条 条例第4条の7第1項の規定により施設等の使用許可を受けようとする者は、鹿児島市立天文館図書館施設等使用許可申請書（様式第9。以下「使用許可申請書」という。）を、教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により使用許可の申請をした者は、使用許可申請書を提出したものとみなす。</u></p> <p>第19条第2項～第20条 略す （使用許可書の交付）</p> <p>第21条 教育委員会は、提出された使用許可申請書を審査し、相当と認めるときは、申請の順位に従って使用を許可し、鹿児島市立天文館図書館施設等使用許可書（様式第10。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。<u>ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、教育委員会は使用許可書の交付に代えて予約システムにより使用の許可を通知することができる。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により予約システムにより使用の許可を通知された者は、施設の使用に際し、携帯電話等で予約システムの当該通知の画面を提示しなければならない。</u></p>	<p>ただし書の追加（使用許可申請書の提出の省略）</p> <p>ただし書の追加（使用許可書の交付の省略）</p> <p>予約画面の提示記載の追加</p>

現行	改正案	備考
<p>(使用許可の変更申請等)</p> <p>第22条 条例第4条の7第1項の規定により使用者が使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、鹿児島市立天文館図書館施設等使用許可変更申請書(様式第11)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>第22条第2項 略す</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第23条 使用者が使用許可の取消しを申請しようとするときは、鹿児島市立天文館図書館施設等使用許可取消申請書(様式第13)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>第24条～第33条 略す</p>	<p>(使用許可の変更申請等)</p> <p>第22条 条例第4条の7第1項の規定により使用者が使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、鹿児島市立天文館図書館施設等使用許可変更申請書(様式第11)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。<u>ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の添付を省略することができる。</u></p> <p>第22条第2項 略す</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第23条 使用者が使用許可の取消しを申請しようとするときは、鹿児島市立天文館図書館施設等使用許可取消申請書(様式第13)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。<u>ただし、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の添付を省略することができる。</u></p> <p>第24条～第33条 略す</p>	<p>ただし書の追加 (使用許可書の添付の省略)</p> <p>ただし書の追加 (使用許可書の添付の省略)</p>

桜島学校の開校時期について

1. 概要

桜島学校の新築本体工事の入札不調により、令和8年4月の新校舎供用開始が困難となったことから、保護者や地域の方々、学校や教育委員等の意見等を伺い、各面から検討を行った。

2. 経緯

11月 8日	桜島地域の小・中学校管理職への説明 保護者等説明会
11月 8日～14日	保護者アンケートの実施
11月20日	整備検討委員会
11月21日	教育委員会定例会
11月29日	東桜島小・中学校保護者との意見交換会
12月 5日	保護者等説明会

3. 主な意見

(1) 整備検討委員会（地域住民、保護者、有識者等）

- ・8年4月の開校を目標に進めており、新校舎はできなくても、本市、最初の義務教育学校として、多様な児童生徒の中で教育を受けることが大切である。
- ・開校が遅れることで、これまでの熱心な取組みを踏まえると、学校統合への機運が落ちていくことを懸念している。
- ・教育内容について検討する時間が増えるので、現状のままでも良いと思う。

(2) 教育委員会定例会（教育委員）

- ・入札結果は残念だが、教育面を考えると、1つの学校で8年4月に開校するのが良いと思う。
- ・全く新しくスタートするよりも、新校舎が完成するまでいったん集まり、みんなで新しい学びについて考える期間があるのは良いと思う。
- ・施設面等については、万全の配慮の上で、1つの学校で8年4月に開校するのが良いと思う。

(3) 保護者等説明会・意見交換会等

- ・これまで開校準備を進めてきているので、既存の学校を使って予定通りに統合してほしい。
- ・義務教育学校として開校することで多様な考えに触れられるので8年4月が良いと思う。
- ・環境の変化が、子どもたち、特に受験生である中学3年生にとって、ストレスになることを心配している。
- ・児童生徒が安心して学校生活ができるように、なじみのある先生などの配置を考慮してほしい。
- ・新校舎完成まで、開校は延期する方が、影響が少ないので望ましいと思う。
- ・開校時期については、集計の結果も尊重すべきだと思う。

(4) 学校（桜島地域の小・中学校の管理職）

- ・これまで皆で取り組んできた様々な準備を考えると、8年4月の開校が適切だと思う。
- ・1年延長した場合、複式学級等で、その制度上、未履修となる教科が生じる可能性がある。
- ・短期間で環境が変わることは、子どもにとって体験ともなるが、ストレスにもなると思う。

4. 方向性

これまでの学校や地域の取組を踏まえるとともに、児童生徒のより良い教育環境の整備のため、保護者や地域の方々、教育委員の意見など、各面から総合的に検討した結果、既存の学校を活用し、令和8年4月に義務教育学校として開校したいと考えている。

市議会関係の審議等について

- ・令和6年第4回市議会定例会
会期：12月3日（火）～12月20日（金）
 - 第56号議案 工事請負契約締結の件（福平小学校校舎増築その他本体工事）
 - 第67号議案 令和6年度鹿児島市一般会計補正予算（第6号）

教育委員会関係の主な行事について

・はたちの集い

日時：令和7年1月12日(日) 11:00~12:40
 場所：川商ホール 第1ホール(式典会場)、第2ホール(中継会場)
 内容：オープニング、式典、実行委員会企画

・サンエールフェスタ2025

日時：令和7年1月17日(金)~1月19日(日)
 (展示部門のみ) 令和7年1月13日(月)~1月19日(日)
 場所：サンエールかごしま・中央公民館

サンエールフェスタ2025
 期間：令和7年1/17(金)~1/19(日)
 2会場開催
サンエールかごしま会場
 1/17(金) 18:30~20:20 (サムジャンカンパニー1995)
 1/18(土) 10:00~12:01 (そとで文になる)
 1/19(日) 14:30~15:39 (ずみっこぐらし ツギハぎ工場のふしぎなこ)
 定員 50人
 参加無料
 ●サンエール駐車場、臨時駐車場(甲南中学校・中洲小学校)をご利用ください
 ●サンエール会場 無料託児あり
 ●ブックリサイクルフェア(1/18、19開催!9時より) (整理券配布予定)
 ●サンエール食堂など他にも様々な催しがあります!
 作品展示は1月13日(月)~14日(火)は休館日
中央公民館会場
 申込不要 ※駐車場なし
 1/18(土) 開会行事 13:00~ ※登 社会教育功労者・優良団体表彰 [協力] 鹿児島女子高等学校水泳部
 オープニング 13:40~ セイカススポーツジュニアヒップホップチーム ETERNAL
 SUN! SUN! ステージ 14:00~ ○鹿児島市内で活躍するスターが 続々登場!
 1/19(日) 地域公民館音楽祭 13:00~ ○地域公民館で活動するグループが ハーモニを奏でます。
参加申込
 【応募締切】1月4日(土) 必着 申込フォーム・FAX・往復はがき
 ①~⑥を記入してお申し込みください。1月10日以降に決定通知を送ります。
 ①参加希望のイベント名 ②参加者氏名 ③住所 ④年代 ⑤電話番号
 ⑥託児希望の有無(希望者は、子どもの名前・年齢) ※託児対象：6か月~小学2年
 ※申込多数の場合は、抽選となります。余裕のあるイベントは、締切後も受け付けますので、お問い合わせください。 申込フォーム
お問い合わせ
 〒890-0004 鹿児島市生涯学習プラザ(鹿児島市男女共同参画センター)
 TEL.099-813-0251 または 099-813-0852 FAX.099-813-0937

1/17(金)	イベント名	内容	定員
10:30~12:30	【ワークショップ】ペリーダンス体験教室	ペリーダンスにちなみ、簡単なダンス体験と簡単な歌を学んだ後、ダンスを踊る機会も設けています。ダンスの楽しさを伝えるため、ダンスの歴史やダンスの文化についても学びます。	成人女性 20人
14:00~16:00	音楽で脳と体の健康をしよう〜ピアノリトミック〜	ピアノの音で脳を刺激し、歌を歌って、体の健康を促します。リトミックは、聴覚刺激を促し、リズム感やリズムの感覚を身に付け、脳の活性化を促します。	成人 20人
18:00~20:00	【ワークショップ】子育てを通じて健康な子どもを育てよう	子育ての悩みや不安、子どもの成長の悩みについて、専門家からアドバイスをもらい、子育ての楽しさを学びます。	15人 (親子参加の希望あり)
18:30~20:20	サンエールシネマ「サムジャンカンパニー1995」	大企業で働く女性にまつわる人々の物語。高層ビルの中で働く女性たちの生活や、仕事と家庭の両立の悩み、そして仕事と家庭の両立の悩みについて、おもしろいストーリーが展開されます。	50人
1/18(土)	イベント名	内容	定員
10:00~12:01	サンエールシネマ「そとで文になる」	社会問題や、身近な問題を取り上げ、社会を動かす力になる。子どもたちの未来を、大人たちが支える。子どもたちの未来を、大人たちが支える。子どもたちの未来を、大人たちが支える。	50人
10:30~11:00 (11:10~11:40)	【ワークショップ】3歳までに大人の脳の80%が発達! リトミックで脳を活性化しよう	3歳までに大人の脳の80%が発達! リトミックで脳を活性化しよう。リトミックは、聴覚刺激を促し、リズム感やリズムの感覚を身に付け、脳の活性化を促します。	各10組
10:30~12:30 (11:15分休憩)	【ワークショップ】体験しよう! 相手とコミュニケーション	自分の気持ちや考えを、相手に伝える練習をします。コミュニケーションの重要性を学び、相手の気持ちを理解する練習をします。	16人
10:30~12:30 (14:00~16:00)	【ワークショップ】お天候講座	天候の仕組みや、気象のしくみについて学びます。気象のしくみや、気象のしくみについて学びます。気象のしくみや、気象のしくみについて学びます。	小学生 各20人
10:30~12:30 (14:00~16:00)	【ワークショップ】植物のある暮らしと木工工作	植物のある暮らしや、木工工作の楽しさを学びます。植物のある暮らしや、木工工作の楽しさを学びます。植物のある暮らしや、木工工作の楽しさを学びます。	各10人
13:00~15:00	【ワークショップ】もたらがたを元気にする音楽セラピー	音楽を通して、心や体を元気にします。音楽を通して、心や体を元気にします。音楽を通して、心や体を元気にします。	20人
14:00~16:00	【ワークショップ】いびきや寝起きたら家族を守る! 知識を身につけて防災力UPセミナー	いびきや寝起きたら家族を守る! 知識を身につけて防災力UPセミナー。いびきや寝起きたら家族を守る! 知識を身につけて防災力UPセミナー。	18人
14:00~16:00	【ワークショップ】手つなぐひびき体験コーナー	手つなぐひびき体験コーナー。手つなぐひびき体験コーナー。手つなぐひびき体験コーナー。	18人 (児童・保護者、ペア参加、12歳以上)
14:00~16:00	【ワークショップ】子どもでまわる「親子」ゲーム	子どもでまわる「親子」ゲーム。子どもでまわる「親子」ゲーム。子どもでまわる「親子」ゲーム。	小学1~4年生の親子 10組
16:00~18:00	【ワークショップ】お天候講座	お天候講座。お天候講座。お天候講座。	20人 (18歳以上)

1/19(日) イベント名 内容 定員
 10:00~11:30 【ワークショップ】リビエラダンス体験教室
 10:30~12:30 【ワークショップ】エコノミストを楽しく学ぼう! 不要なものをリサイクルしよう!
 10:30~12:30 【ワークショップ】エコグラフィック紙折紙
 10:30~12:30 【ワークショップ】植物のある暮らしと木工工作
 10:30~12:30 【ワークショップ】デパートから学ぶ安心の買い方講座
 10:30~12:30 【ワークショップ】健康セミナー「がんで症状がでるの!」
 10:30~12:30 【ワークショップ】災害への備えと防災の備え
 14:00~16:00 女性の身体のための骨格講座
 14:30~15:39 サンエールシネマ「ずみっこぐらし ツギハぎ工場のふしぎなこ」

申込不要 イベント【どなたでも参加可】
 1月18日(土)・19日(日) 10時~ ブックリサイクルフェア (2階フロア)
 1月18日(土)・19日(日) 10:30~15:00 サンエール食堂 (3階フロア)
 1/17(金)18:00~19:00 子育て講座(1/17) 子育て講座(1/17) 子育て講座(1/17)
 10:30~12:00 13:30~16:00 【ワークショップ】グラフィックアート体験活動
 1/18(土) 10:30~12:30 【ワークショップ】導入の自前のものでも楽しめる
 1/19(日) 10:30~12:00 13:30~16:00 【ワークショップ】体験しよう! 相手とコミュニケーション